

## 講習会アンケートでの質問に対する回答

①体育館の耐震工事、あるいは防水補修・外壁補修は補助対象となりますか？

- ・体育館の耐震補強工事は老朽化対策ではないため、公園施設長寿命化対策支援事業ではなく都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の対象となります。
- ・工事内容にもよりますが、体育館の防水補修は、一般的には構造材の更新を伴わない修繕の範疇であり、対象にならないと思われます。外壁補修についても同様ですが、外壁の一部ではなく全面的な更新であれば対象になる場合もあると思われます。
  - ・詳細については、具体的に地方整備局等にご相談下さい。

②事後保全型施設の更新は、補助対象となりますか？

- ・長寿命化計画に基づく老朽化対策として行われる更新であり、公園施設長寿命化対策支援事業の交付要件（面積要件、総事業費要件）を満たすものであれば対象となります。
- ・詳細については、具体的に地方整備局等にご相談下さい。

③定期点検費と補修費による長寿命化対策費は、補助対象となりますか？

- ・長寿命化計画の策定の一環で行われる健全度調査（公園施設長寿命化計画策定調査により助成可）を除き、点検費用は日常的な維持管理費の範疇であり、原則として対象となりません。ただし、恒常的におこなわれる一般的な点検（定期点検や日常点検）ではなく、専門家による高度な技術を要する特殊な点検については、効果促進事業の対象とすることも考えられます。
- ・構造材の更新を伴わない補修は通常の維持管理の範疇であり、対象となりません。
  - ・詳細については、具体的に地方整備局等にご相談下さい。

④2ha以上の公園であれば、舗装や車止め等の事後保全型施設の更新も補助対象となりますか？

- ・長寿命化計画に基づく老朽化対策として行われる更新であり、部分的な補修ではなく、公園施設長寿命化対策支援事業の交付要件（面積要件、総事業費要件）を満たすものであれば対象となります。例えば舗装であれば、パッチングや切削オーバーレイ、区画線の引き直し等は対象となりませんが、ライフサイクルコストの縮減に寄与する全面的な打ち替え（舗装材の転換を含む）は対象となると思われます。なお、植栽の管理である芝生舗装の芝の張り替えは対象となりません。
- ・詳細については、具体的に地方整備局等にご相談下さい。

⑤2ha以下の公園でも、遊具との一体的更新なら補助対象となりますか？ 例えば、遊具広場にある四阿の更新など

→・面積要件が適用されないのは遊戯施設のみですので、四阿等の更新は対象となりません。ただし、遊戯施設の安全を確保するための地表面の落下対策（緩衝材等）、衝突防止柵等、遊戯施設と一体となって機能する施設については、遊戯施設の一部と見なし対象とすることも可能と思われます。

・詳細については、具体的に地方整備局等にご相談下さい。

⑥小さな町では、1500万の自主財源確保は厳しいですが、何か良い方法はないですか？

→・根本的な解決は困難ですが、道路橋や下水道等、他の公共施設を含めた町全体での社会資本の老朽化対策を計画的に実施する等により予算を平準化して確保する（公園については、例えば5～10年おきにまとめて更新する等）ことなどが考えられます。

⑦予防保全型施設がD判定の場合、その更新費用は補助対象となりますか？ あるいは、次回の更新だけが対象ですか？

→・予防保全型・事後保全型を問わず、老朽化によりD判定となったものの更新費用は、長寿命化計画で位置づけられた更新タイミングに合致しなくても、一般的に対象になると思われます（計画では予期できなかった老朽化の進展に伴う更新）。

・詳細については、具体的に地方整備局等にご相談下さい。

⑧計画策定時の調査でC判定の遊具が、その後の調査でB判定となった。この場合、この遊具の更新は補助対象となりますか？（処分制限期間は超えている）

→・処分制限期間を超えていても、老朽化対策として行われる更新でない場合、対象とはなりません。従って、一般的にはB判定とされた場合は対象としないと考えられます。

・詳細については、具体的に地方整備局にご相談下さい。

⑨H26以前に策定した計画を見直す場合、策定費補助は受けられますか？

→・既存計画への対象公園・対象公園施設の追加や、必要性を合理的に説明できる全面的な計画の見直しであれば、対象とすることができると思われます。

・詳細については、具体的に地方整備局等にご相談下さい。

⑩今後、主要な部材の交換は補助対象となるようですが、具体的内容は示されますか？あるいは、独自判断で進んで良いですか？

→・平成26年度当初予算の要求調書（別紙5）に基本的な考え方を示したところですが、不明な点や疑問があれば、具体的に地方整備局等にご相談下さい。

⑪処分制限期間を過ぎていなくとも、計画において更新が予定されている予防保全型施設の場合、補助対象となりますか？

→・処分制限期間の内外を問わず、長寿命化計画に基づく老朽化対策として行われる更新であり、公園施設長寿命化対策支援事業の交付要件（面積要件、総事業費要件）を満たすものであれば対象となります。ただし、従前の施設に補助金が入っていた場合、適化法に基づき当該補助金の返還等が必要となる場合があります。

⑫札幌市では老朽化公園の全面再整備を進めていますが、これを補助する事業がありません。現状では関連事業を運用しながら実施していますが、今後、全面再整備を対象とした事業メニューができますか？

→・機能更新を目的とした都市公園全体若しくは一部の全面的な再整備（都市公園の改築）については、通常の都市公園事業の対象となる場合がありますし、事例も数多くあります。どのような事業を想定されているのか、具体的にご相談下さい。